

処分基準整理票

処分の内容	危険物施設の緊急使用停止命令等		
根拠法令及び条項	消防法第12条の3第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 緊急使用停止命令又は使用制限命令は、公共の安全の維持又は災害防止のための緊急の必要があるときに行うものとする。 「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要があるとき」とは、危険物施設又はその周囲の状況が公共の安全の維持の上で危険な状況となったときをいい、危険な状態となった原因が危険物施設にあるか否かを問わないものとする。		
処分基準設定年月日	令和6年 3月21日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 消防課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。